

【都電荒川線】運賃改定に伴う乗車券等の取扱い概要

1 運賃の適用時期

- ◇ 平成26年3月31日終車分まで、現行運賃を適用いたします。
- ◇ 平成26年4月1日始発分より、改定運賃を適用いたします。

2 定期券

- ◇ 新規定定期券は7日前から、継続定期券は14日前からお求めいただけます。
 - ◇ 運賃改定前(3月31日まで)にお求めの定期券でも、有効期間内であれば、4月1日以降もそのままご利用いただけます。
- (例)3月30日に、4月1日から有効の定期券をお求めになる場合は、現行運賃でお求めいただけます。
- ※ 定期券は、発売場所により発売時間が異なりますので、ご注意ください。

3 回数券

- ◇ 運賃改定前(3月31日まで)にお求めの回数券を、4月1日以降ご利用される場合は、改定運賃との差額を現金でお支払いください。
- (例)160円の旧回数券をご利用になる場合、 $170円 - 160円 = 10円$ を現金でお支払いください。

4 「1円単位運賃」の適用条件

- ◇ 普通運賃について、PASMO等の1枚のICカード乗車券で運賃全額を一度にお支払いいただく場合に限り適用されます。
 - ◇ 運賃支払い時にICカード内の残額が不足している場合で、千円追加チャージされない場合には、1円単位運賃は適用されず、10円単位運賃の適用となります。
- (例)大人の普通運賃のお支払い時にICカード内の残額が161円の場合、
- ・千円札での追加チャージによるお支払い
→ 1円単位運賃が適用され、165円が引き去りされます。
 - ・全額を現金(又は回数券)でのお支払い
→ 10円単位運賃が適用され、170円をお支払いいただきます。
 - ・チャージ残額から10円単位の最大値を引き去り、差額を現金でお支払い
→ 10円単位運賃が適用され、160円が引き去りされ、差額の10円をお支払いいただきます。